

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

当 日 が 県 の 休 日 に 当たるときは休刊とする。

次

告 示

○指定希少野生動植物種の指定(目然保護課)
\odot 指定外来種の指定(自然保護課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○特定計量器の定期検査 (消費・くらし安全課)
○漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定(水産課) 4
○道路の区域の変更(道路管理課)
\circ 県道の供用の開始(道路管理課) · · · · · · · · · · · 4
公告
\odot 開発行為に関する工事の完了・ 3 件(建築指導課) 5
病院事業局事項
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件(県立八重山病院) 5
公安委員会事項

告 示

沖縄県告示第422号

沖縄県希少野生動植物保護条例(令和元年沖縄県条例第46号)第8条第1項の規定により、指定希少野生動植物種を次のとおり指定し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

種名		
学名	——— 科名 —————————————————————————————————	
Mauremys mutica kami	イシガメ科	
Misgurnus sp.OK	ドジョウ科	
Oryzias latipes	メダカ科	
Rhinogobius sp.YB complex	ハゼ科	
Ryukyum yaeyamense	サワガニ科	
Candidiopotamon tokashikense	サワガニ科	
Geothelphusa amagui	サワガニ科	
Geothelphusa grandiovata	サワガニ科	
Geothelphusa iheya	サワガニ科	
Geothelphusa kumejima	サワガニ科	
	学名 Mauremys mutica kami Misgurnus sp. OK Oryzias latipes Rhinogobius sp. YB complex Ryukyum yaeyamense Candidiopotamon tokashikense Geothelphusa amagui Geothelphusa grandiovata Geothelphusa iheya	

ドウクツモクズガニ	Orcovita miruku	モクズガニ科
オキナワヤマタカマイマイ	Satsuma eucosmia eucosmia	ナンバンマイマイ科
ヤンバルヤマタカマイマイ	Satsuma eucosmia ssp.	ナンバンマイマイ科
シラユキヤマタカマイマイ	Satsuma largillierti	ナンバンマイマイ科
オモロヤマタカマイマイ	Satsuma omoro	ナンバンマイマイ科
クメジマキセルモドキ	Luchuena sp.	キセルモドキ科
コブラン	Ophioglossum pendulum	ハナヤスリ科
ワラビツナギ	Arthropteris palisotii	ツルシダ科
シマタキミシダ	Antrophyum formosanum	シシラン科
タイワンビロードシダ	Pyrrosia linearifolia var.heterolepis	ウラボシ科
カワラナデシコ	Dianthus superbus var.longicalycinus	ナデシコ科
マルバハタケムシロ	Lobelia loochooensis	キキョウ科
ワタヨモギ	Artemisia gilvescens	キク科
キバナノヒメユリ (キバナスゲユ リ)	Lilium callosum var.flaviflorum	ユリ科
クスクスラン	Bulbophyllum affine	ラン科
シコウラン	Bulbophyllum macraei	ラン科
カツウダケエビネ	Calanthe discolor f.kanashiroi	ラン科
カンラン	Cymbidium kanran	ラン科
イリオモテラン (ニュウメンラン)	Trichoglottis ionosma	ラン科
ウムトゥチュラノリ	Ulva limnetica	アオサ科
オキチモズク	Nemalionopsis tortuosa	チスジノリ科

備考

- 1 ヤエヤマイシガメは、石垣島、西表島及び与那国島に生息するものに限る。
- 2 ミナミメダカは、大東諸島以外の地域に生息するものに限る。
- 3 ケラマサワガニは、慶良間諸島に生息するものに限る。

沖縄県告示第423号

沖縄県希少野生動植物保護条例(令和元年沖縄県条例第46号)第29条第1項の規定により、指定外来種を 次のとおり指定し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

	科名	指定区域	
和名	学名	件名	11年区域
イノシシ	Sus scrofa	イノシシ科	沖縄県の区域
ニホンイタチ	Mustela itatsi	イタチ科	沖縄県の区域
		·	

1	ンドクジャク	Pavo cristatus	キジ科	沖縄県の区域
J	コウライキジ Phasianus colchicus karpowi		キジ科	沖縄県の区域
サキシマハブ		Protobothrops elegans	クサリヘビ科	沖縄県の区域のうち、石垣市、竹富町及び与那国町の 区域を除く区域
	ードテール(グリー ソードテール)	Xiphophorus hellerii	カダヤシ科	沖縄県の区域
ウォーキングキャット Clarias batrac フィッシュ ヤエヤママドボタル Pyrocoelia atr (オオシママドボタ ル)		Clarias batrachus	ヒレナマズ科	沖縄県の区域
		Pyrocoelia atripennis	ホタル科	沖縄県の区域のうち、石垣市、竹富町及び与那国町の 区域を除く区域
ウバ	・チワゼニクサ(タテ ・チドメグサ)	Hydrocotyle verticillata var.triradiata	セリ科	沖縄県の区域

備考 イノシシは、イノブタ及び自然分布域以外の亜種リュウキュウイノシシを含む。

沖縄県告示第424号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和2年11月10日(火曜日)午前10時から午後4時まで	宮古島市公設市場
	令和2年11月11日(水曜日)午前10時から午後4時まで	宮古島市西原地区公民館
	令和2年11月12日(木曜日)午前10時から午後4時まで 令和2年11月13日(金曜日)午前10時から午後4時まで	沖縄県宮古合同庁舎八重干瀬ホール
多良間村	令和2年11月17日(火曜日)午後1時から午後4時まで	多良間村役場

- 注1 宮古島市公設市場における検査は、屋外で風の影響を受けるため、ひょう量が1キログラム未満の 特定計量器の検査を行うことができない。
- 注2 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。
- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和2年11月24日(火曜日)から令和3年1月29日(曜日)まで	金 特定計量器の取り付けてある土 地又は建物その他工作物の所在 の場所
多良間村	令和2年11月17日(火曜日)から令和3年1月29日(曜日)まで	金

沖縄県告示第425号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	加入区の名称 漁業の区分 届出人の住所及び日	
沖縄県近海鮪加入区	主としてまぐろをとることを目的とする漁業(総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とする漁業)	那覇市安謝2丁目11番20号2階 川田正也 那覇市字天久877番地ウィングシャトー那 覇オーシャンビュー603 中林千尋
沖縄県近海鮪加入区	小型まぐろ漁業(総トン数10トン以上 20トン未満の漁船を使用して行うまぐ ろはえ縄漁業)	南城市玉城字奥武218番地の1 大城照貞 沖縄市与儀一丁目32番21号 金城和彦
沖縄県近海鮪加入区	主としてソデイカ旗流し漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業)	糸満市字阿波根60番地オアシスの森103 比嘉良尚 那覇市泊1丁目9番地4ベルシュ泊303 中園智春

沖縄県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び道路街路課において、令和2年10月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 39号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
	那覇市泉崎1丁目20番2から 那覇市泉崎1丁目14番18地先まで	3. 0m	15.0m
	那覇市泉崎1丁目20番6から 那覇市泉崎1丁目14番18地先まで	6. 5m	15.0m

沖縄県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び道路街路課において、令和2年10月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 39号線
- 2 供用開始の区間 那覇市泉崎1丁目20番6から那覇市泉崎1丁目14番18地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年10月9日

公	生
Δ	

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月28日 沖縄県指令土第403号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字真玉橋518番4ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地 株式 会社ハウスドゥ 代表取締役 安藤正弘
- 5 検査済証番号 令和2年9月9日 第4681号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月30日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月29日 沖縄県指令土第825号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋東村渠原119番及び122番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋119番地 比嘉凌太
- 5 検査済証番号 令和2年9月18日 第4683号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月20日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月17日 沖縄県指令土第252号、令和2年7月1日 沖縄県 指令土第403号(変更)、令和2年9月15日 沖縄県指令土第564号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久中兼久原262番1ほか13筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び下水道
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行
- 5 検査済証番号 令和2年10月1日 第4684号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月17日

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年10月9日

沖縄県立八重山病院長 篠 﨑 裕 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 医事会計システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市字真栄里58 4番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年6月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社沖縄支店 那覇市久茂地1丁目12番12号ニッセイ那覇 センタービル14階
- 5 契約金額 124,596,318円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第11条第1項第2号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年10月9日

沖縄県立八重山病院長 篠 﨑 裕 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 電子カルテ端末及び看護勤務システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市字真栄里58 4番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年7月31日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社沖縄支店 那覇市久茂地1丁目12番12号ニッセイ那覇 センタービル14階
- 5 契約金額 92,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第11条第1項第2号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第190号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和2年10月9日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
 - (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)
- 2 講習期間等
- (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1 第2号に規定 る警備業務		午前9時から午後5時まで (令和2年12月11日にあっ ては、午後3時まで)	
	【考査】12月11日(金曜	午後3時30分から午後5時	

日) 10分まで |

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所	
法第2条第1項 第2号に規定す る警備業務		午前9時から午後5時まで (令和2年12月11日にあっ ては、午後3時まで)		
	【考查】12月11日 (金曜日)	【 午後3時30分から午後4時 5分まで		

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務 に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた 後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。) 1通
 - (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

- (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明

書

イ 追加取得講習

- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格 者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及 び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (水) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書 及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和2年10月19日(月曜日)から同月23日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察 本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活 安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、 受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
 - (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
 - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の警察署の生活安全課(係)

沖縄県公安委員会告示第191号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和2年10月9日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)
- 2 講習期間等
- (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所	
法第2条第1項 第3号に規定す る警備業務	令和2年12月7日(月曜日)から同月11日(金曜日)まで		那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室(令和2年12月10 日及び同月11日にあって	

【考査】	12月11日	(金曜	午後3時30分から午後5時 10分まで	は、	第2教室)
目)			10分まで		

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項 第3号に規定す る警備業務		午前9時から午後5時まで (令和2年12月11日にあっ ては、午後3時まで)	
	【考査】12月11日(金曜 日)	午後3時30分から午後4時 5分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務 に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた 後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。) 1通
 - (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

- (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明 書

イ 追加取得講習

- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格 者証等の写し
- (対) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及 び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)才に該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書 及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和2年10月19日(月曜日)から同月23日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察 本部生活安全部生活安全企画課

- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活 安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、 受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の警察署の生活安全課(係)

発行所沖縄県総務部総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)